

長浜市市民協働推進計画

平成24年6月

長 浜 市

は じ め に

今、地方自治体を取り巻く社会経済環境は、大きな転換期にあり、従来の行政手法や考え方では、少子高齢化社会をはじめとする地域社会の変化や、多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また、同時に、市民の皆さまへの説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。

そのような中、平成23年3月に、本市における自治の基本的ルールを定めた「長浜市市民自治基本条例」を制定するとともに、平成23年9月には本市の将来像や進むべき方向を定めた「長浜市基本構想」を変更し、これからのまちづくりの方向性をお示ししてきたところです。

また、基本構想に掲げる将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を実現していくためには、まず、協働の大切さと協働で取組む際の考え方やルールをつくっていく必要があることから、この計画は、協働のパートナーである市民の皆さまに参画を得て、さまざま視点からご意見をいただいてつくってきたところです。

このように、協働によるまちづくりを進めてしていくためには、行政自身の取組はもとより、市民の皆さま一人ひとりの活動が重要であり、それらが重ね合わさり、ひとつの大きなエネルギーを生み出し、物事を動かす力、言うならば「長浜市民力」が大切になってくると考えております。

さらに、その力を市内の各地域で開花させていくことにより、この計画が充実したものとなり、市民協働によるまちづくりがより一層進むことを期待しております。

結びに、この計画の策定にあたりまして、聞き取り調査やアンケート調査などの機会を通じまして貴重なご意見をいただいた市民の皆さま、熱心にご審議いただいた市民協働推進計画策定市民懇談会及び市民協働推進計画策定員会委員各位に心から感謝申し上げます。

平成24年6月

長浜市長 藤井 勇治

用語の定義

この計画に使用する重要な言葉について、次のように定義します。

【市民】

市内に居住、勤務、就学する者及び市内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本市のまちづくりに関係のある団体（コミュニティ組織、NPOをはじめとする非営利の公益活動をする団体・ボランティア団体等の市民活動団体、社会教育関係団体、PTAや老人会などのほかまちづくりに関わる様々な任意団体）、すなわちまちづくりの主体を総称して「市民」と表現します。

【市民活動団体】

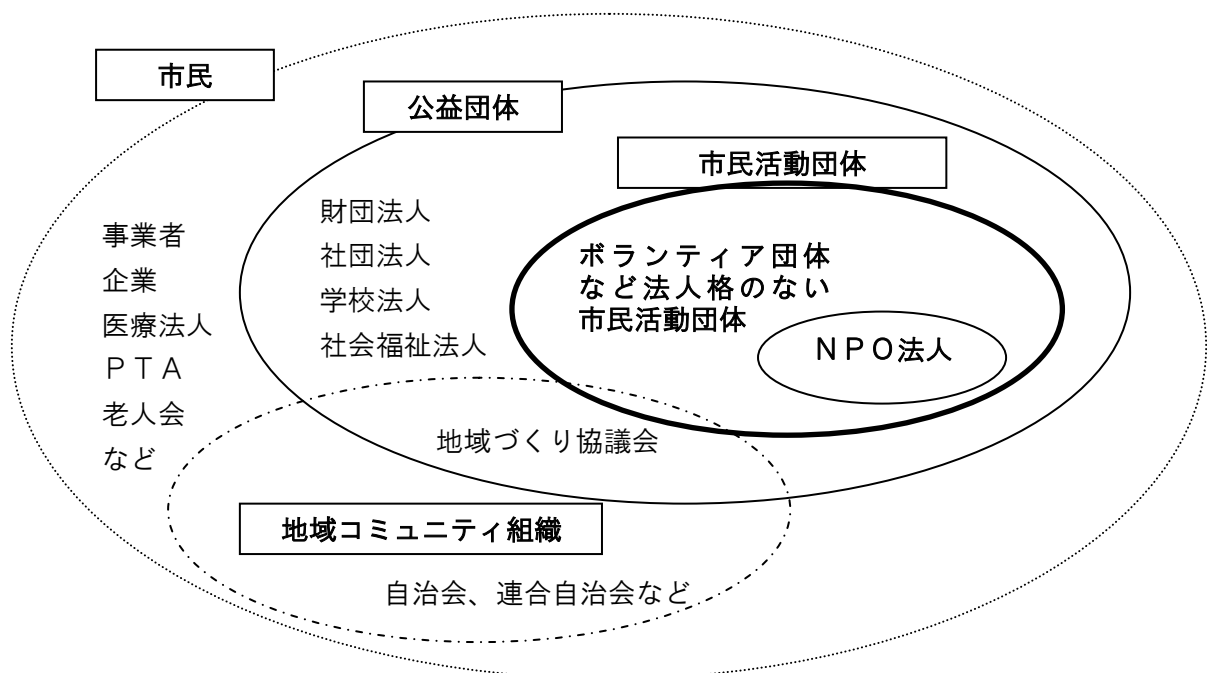
NPO法人や公益的な活動を行う任意団体・ボランティア団体

【まちづくり】

市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと活躍でき、安全で安心して暮らせる社会を実現するための公共的な活動

【協働】

市民及び市がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること



目 次

第1章 計画の趣旨

第1節	計画の目的	1
第2節	長浜市における協働の位置付け	1
第3節	計画策定の背景	2
第4節	協働により取り組むべき課題	6
第5節	計画の期間	6

第2章 協働の理念

第1節	協働の理念	7
第2節	協働の担い手と役割	7
第3節	協働の原則	12

第3章 協働の現状と課題

第1節	これまでの取組	13
第2節	協働の現状と取組における課題	14
(1)	協働によるまちづくりの現状	14
(2)	担い手別の現状と課題	15

第4章 協働施策の展開

第1節	施策展開の視点	21
第2節	基本目標	22
第3節	体制の整備	22
第4節	施策・事務事業の検証	23
第5節	協働事業の評価と改善	23
第6節	視点別の具体的な取組項目	24

参考資料

資料1	長浜市市民自治基本条例	38
資料2	計画の策定体制と委員名簿	44
資料3	計画の策定経過	47

第1章 計画の趣旨

ここでは、この計画の目的や位置付け、計画策定に至った背景、協働で取り組むべき課題や計画の期間を示します。

第1節 計画の目的

長浜市は、平成22年1月1日の1市6町合併をふまえ、平成23年9月にこれまでの長浜市基本構想の変更を行いました。基本構想は、長浜市の特性と課題をふまえつつ、10年後の市の姿を展望してめざすべき将来像を定め、その実現に向かうための基本指針となるものですが、市の将来像は、変更後の基本構想においても引き続き、「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」としました。将来像を支えるまちづくりの5つの基本目標のひとつ目には、「住民自治を確立し、市民が活躍できるまち」と掲げています。

また、平成23年4月1日には、長浜市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民・議会・市の果たすべき役割と市政運営の仕組みを定めることにより、協働による自治を実現することを目的として、長浜市市民自治基本条例を施行しました。

この長浜市市民協働推進計画は、市民自治基本条例に基づき、協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に推進し、基本構想に定める市の将来像を実現することを目的として策定したものです。

なお、市民自治基本条例では、市と市民との協働に加え市民相互の協働についても規定していますが、この計画は、市と市民との協働を対象として策定しています。

第2節 長浜市における協働の位置付け

長浜市基本構想は、基本目標を達成するための施策の大綱の最初に「住民自治のまちづくり」を定め、基本となる施策としては、「①住民が主体となったまちづくりを進めます」「②市民協働の取組を進めます」「③市政への市民参画の機会を充実します」「④安心して暮らせるコミュニティをつくります」の4つを掲げています。また、長浜市市民自治基本条例の第3条には、まちづくりの基本理念として、「市民及び市は協働してまちづくりの推進に努めるものとする」と、第7条には市の役割及び責務として、「協働してまちづくりを推進する」ことを規定しています。

さらに、平成23年3月に策定された長浜市行政改革大綱では、改革の方針として、「未来にツケを残さない、持続可能な行財政経営の確立」とともに、「『協働・連携』で取り組む活力に満ちた地域社会づくり」がうたわれ、4つの改革の柱のひとつとして「市民と行政との協働・連携による地域社会づくり」を規定しています。

このように、長浜市では「協働」をまちづくりの重要なキーワードとして位置づけています。

また、長浜市には、これら以外にも多くの計画やプランがありますが、そのなかには「協働」の視点に基づいた施策や事業を含むものも多く、この計画は、それらの考え方の基礎となるものでもあります。

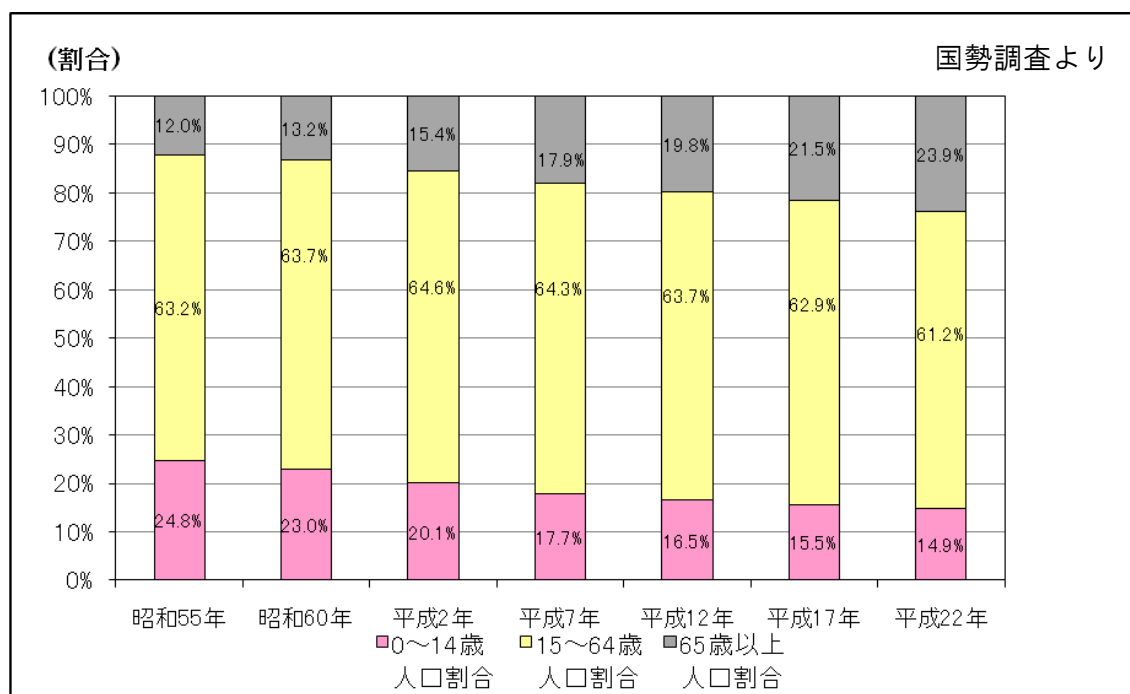
第3節 計画策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

長浜市の人口は、平成20年までゆるやかに増加してきましたが、平成21年からは減少傾向に転じました。

年齢別にみると、0～14歳人口および40～64歳人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は、平成12年からの10年間で4,601人と大幅に増加し、高齢化率は、平成12年に19.8%であったものが平成22年には23.9%と滋賀県や全国の平均を上回り、平成26年度には25%を超えると予測されています。（長浜市高齢者保健福祉計画）また、杉野地域や上草野地域では現在でも35%を超えており、集落によっては高齢化率が50%を超える限界集落も増加しています。

高齢化率の推移（3区分別人口割合）



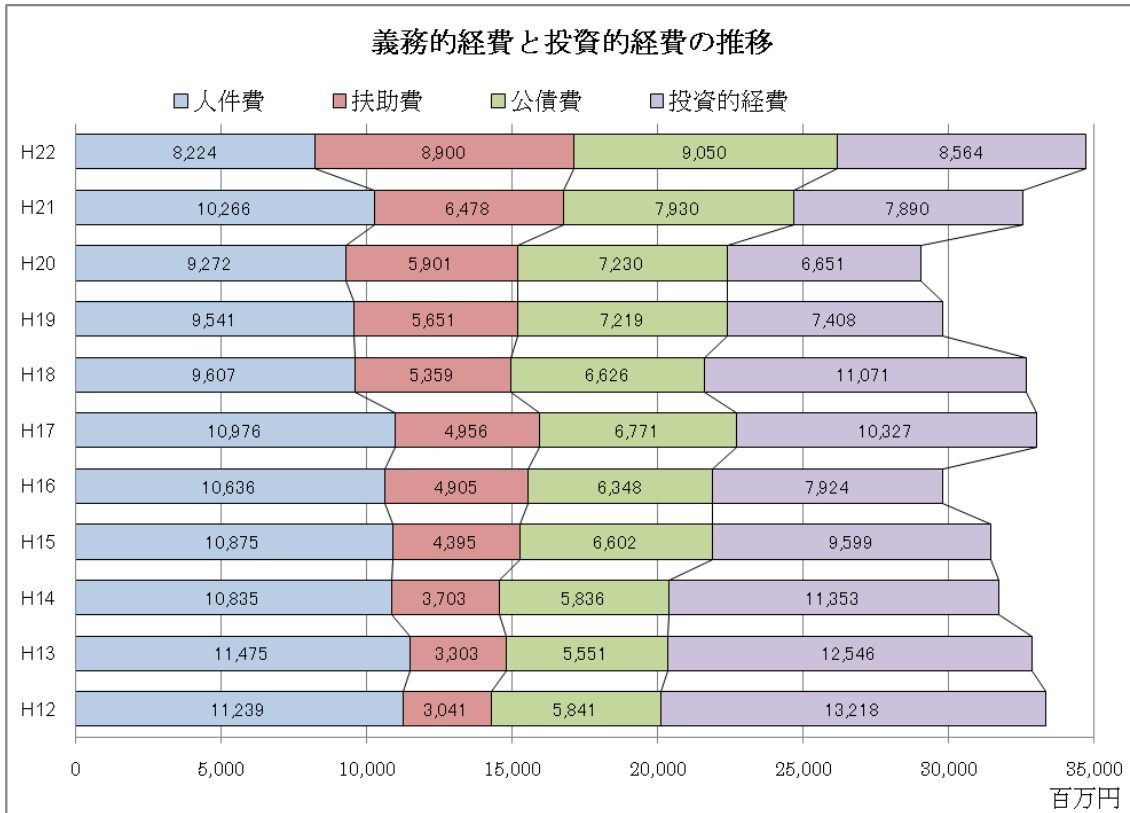
こうした少子高齢化の急激な進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障の負担の増大、地域社会の活力減少などの深刻な問題を生み出すとともに、子どもの健全育成についてもその影響が懸念されています。自分の子どもが成長したときの世の中の状態について、不安に思っている子育て中のお父さんやお母さん、自分が将来受け取る年金について心配している人もたくさんおられると思われます。

また、平成20年のリーマンショックに端を発した金融危機や、最近の円高傾向、ヨーロッパにおける金融不安は、国内の産業経済に大きな影響を及ぼし、市内の企業にとっても厳しい経営を強いられる状況となっています。

これらの社会経済情勢の変化は、長浜市においても、企業の業績悪化や市民の所得の減少、納税者の減少等による税収の減少と、扶助費等の増加による厳しい財政状況につながり、かつての高度経済成長期のように、すべての市民サービスを行政が担うことは難しくなってきました。

扶助費・公債費の推移

歳出のうち、特に増えているが、扶助費と公債費です。特に扶助費の伸びは著しく、この10年で約2.8倍の増加となっています。



※人件費 職員の給与や市議会議員の報酬など人にかかる経費

※扶助費 社会保障制度の一環として、生活金困窮者、要援護高齢者、しょうがい者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費

※公債費 地方公共団体が、借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の利子

※義務的経費 支払うことが決まっている経費（人件費、扶助費、公債費）

※投資的経費 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費

（２）地方分権の進展

平成１２年４月に地方分権一括法が施行されました。この法律により、県や市町村への国からの機関委任事務が廃止され、国と地方の関係は上下・主従の関係から、対等・協力の関係に転換しました。

十分な財源が移譲されていない、地方が本当に必要とする権限が移譲されていないという批判はありますが、地方は自らの判断と責任のもとに、地域の実情にあった行政を行い、地方ごとに、住民の生活に密着したサービスの提供について、その独自性を発揮しながら推進する必要があります。

こうした分権型社会では、これまでの、まず国があり、次に県、市町村、最後に住民という構図が逆転し、住民による地域の実情にあった主体的な参画が重要となります。

また、国や県からの権限の移譲により、市が担う業務が増加し活動領域が拡大することもあり、これまでのように行政のみが市民サービスを担うのではなく、住民自身やコミュニティ組織、市民活動団体等との連携と協働が欠かせなくなってきました。

長浜市には、自然や歴史、文化、芸術といった誇れる地域資源がたくさんあります。様々な当事者が協働し、こうした資源を生かした活動を行うことによって、経済効果が生まれたり、住民の地域への愛着の高まりによって、地域課題の解決に向けた活動が展開されることにもつながります。

（３）市民ニーズの多様化・高度化

社会が成熟していくにつれて、市民個人のライフスタイルや価値観が変化してきました。物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、自然志向や環境意識の高まりもあって、しあわせな生活に対する考え方も変化、多様化してきています。

一方で、個人意識の高まりや、少子高齢化の進展などによりコミュニティの希薄化が進み、住民や地域が主体的に担ってきたまちづくりの仕組みが失われつつあります。

長浜市では、町衆に代表されるまちづくり組織や、結のような相互扶助の精神に基づく自治組織が古くからあり、その一部は自治会へと引き継がれてきました。

しかし、地域によって多少の状況の違いはあるものの、高齢化の進展や人口の減少等によって、その維持が年々困難になってきており、コミュニティの再構築が必要な時期にきています。

また、高齢化や核家族化の進展などによって、以前は家族のなかで完結していた子育てや介護についても、新たなサービスが求められるようになってきました。

これまで行政が担ってきた市民サービスをどのように維持していくかという課題に加え、このような新たに必要とされる市民サービスを、だれが、どうして担っていくのかも大きな課題となっています。

さらに、長浜市は市街地から中山間地まで、合併によって多様な地域がひとつになりましたが、地域の特性や事情によって、求められる市民サービスも少しずつ異なります。

こうした多様化や高度化した市民ニーズには、これまで行政が行ってきたような公平・画一的な施策や事業だけでは対応が難しく、サービスを必要とする人のニーズに応じたきめ細かで柔軟なサービスの提供は、市民との協働により行われる方が効果的であると考えられます。

（４）参加意識の高まり、新たな担い手の登場

近年、市民活動団体などによる自発的な社会貢献活動が活発化しています。長浜市でも、「自分たちのまち自分達でなんとかしよう」という市民自治意識が高まりつつあり、行政の対応を待つのではなく、自ら主体的に地域課題の解決やまちづくりに取り組むNPO法人が増えてきました。

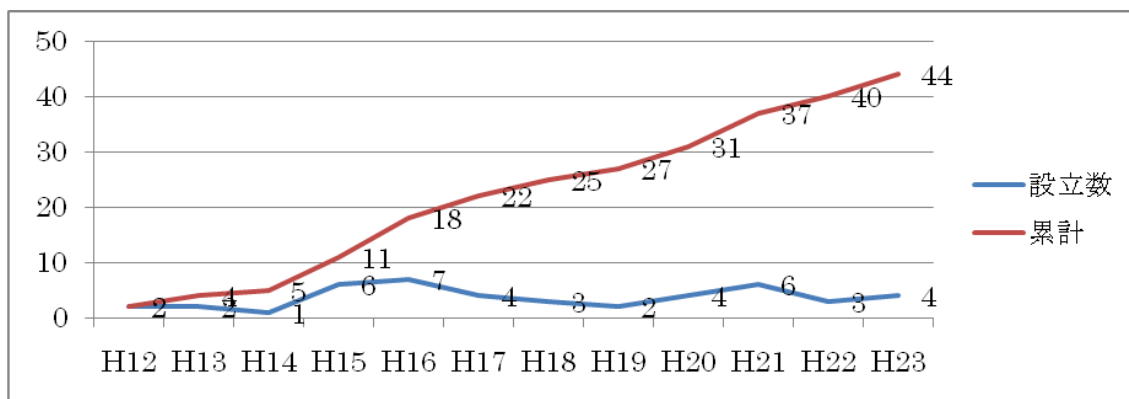
このような新しい公共の担い手からは、これまで行政が担ってきた市民サービスの枠を超えた、新たな視点による市民サービスも生まれています。

また、いわゆる「団塊の世代」の定年退職により、社会参加に高い関心を持った住民も増えつつあります。長浜市基本構想の変更にあたり市民アンケートを行ったところ、住民が主体となったまちづくりへの参加について、「実際に取り組んでいて維持したい」と「関心があり取り組んでみたい」という回答が45%あり、「関心はあるがどうしたらよいかわからない」という回答37%を合わせると、8割以上の方が住民主体のまちづくりに関心を持っているという結果でした。比較的高齢の方からの解答が多かった点を考慮する必要がありますが、それでもたくさんの方が関心をもっておられることがわかりました。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を体験し、地域コミュニティの重要性、人と人との絆や助け合いの大切さが、改めて見直されています。

こうした市民の意欲と力をこれからの地域づくりに活かし、市と市民との協働によって、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められています。

NPO法人の設立状況（長浜市内に活動拠点を置く法人数）



第4節 協働により取り組むべき課題

一般的に、協働に適した事業には

- 市民ニーズに柔軟に対応する必要がある事業
 - 地域の実情にあわせて実施する必要がある事業
 - 市民が主体的にかかわる必要がある事業
 - 高い専門性や先進性、豊かな発想が求められる事業
 - 多くの市民の参加が求められる事業
- などがあります。

計画の策定にあたり、長浜まちづくり100人委員会のメンバーに集まっていただき、こういった市民サービスが協働により実施可能かについて話し合っていたところ、その分野は、教育・子育て・福祉・防犯・防災・環境保全・産業経済・魅力発信・広報・歴史文化の継承や活用・住民自治・施設管理・除雪等と多岐にわたり、ほとんどの市民サービスが対象となるという結果でした。そのなかから、市単独で行うよりも、地域コミュニティや市民活動団体との協働で取り組んだ方が効果が期待されるものの例をいくつかあげますと、次のようなものがあります。

- 自主防災組織等による防災活動（防災訓練や防災知識の普及啓発等）
- 災害時要援護者支援体制の整備
- 集落内道路や高齢者世帯等、自力で対応が困難な世帯の除雪活動
- 交通安全、交通事故防止活動（通学時の児童見守りや、交通安全マナーの啓発等）
- 伝統文化や芸術・芸能等の伝承、歴史・文化遺産の保全
- 自然環境の保全、貴重動植物の保護
- 地球温暖化防止のための活動
- 地域における要援護者の見守り、支えあい
- 地域ぐるみの子育て支援活動
- 地域と連携した学校教育の推進
- グリーンツーリズム等、地域資源を活かした観光事業
- 鳥獣害防止対策
- 耕作放棄地対策
- 空き家対策、移住促進事業



▲計画の策定に当たり開催した100人委員会の様子

第5節 計画の期間

この計画の実施期間は、長浜市基本構想との整合性を図り、平成24年度から平成28年度までの5年間としますが、今後の社会経済情勢の変化等により新たな課題が生じることも考えられるため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 協働の理念

ここでは、本市における協働の理念やそれを実現していくための担い手、さらにはその役割、そして協働で取り組むためのルールについて示します。

第1節 協働の理念

長浜市市民自治基本条例では、「協働」を「市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること」と定義し、まちづくりの理念について、「まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働してまちづくりの推進に努めるものとする」とうたっています。

第2節 協働の担い手と役割

協働によるまちづくりを効果的に進めていくためには、それぞれの協働の担い手が得意とすることを発揮しあうとともに、役割分担に基づいて、対等な立場で、できること、やるべきことを協力して行うことが重要です。

それぞれの協働の担い手の主な役割をまとめると、次のようになります。

(1) 市民（個人として）

市民一人ひとりは、まちづくりの主役であり、様々な協働の担い手の原動力となります。長浜市市民自治基本条例では、市民の責務や役割について、次のように定めています。

- まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発言及び行動に責任を持つよう努める。
- 自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努める。
- 自主的に自治会その他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動する。
- 地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるため、地域づくり協議会を設置する。

また、長浜市では、子どもたちもまちづくり活動に参加しています。小学校の児童が認知症サポーター養成講座を受け、サポーターとしてお年寄りの話し相手になったり、中学生がイベントの後の清掃活動に参加したりといった活動が行われています。

なお、長浜市で生まれたり、かつて長浜市に住んでいて今は県外や市外に居住する方についても、今後、長浜市のまちづくりについてサポートをいただきたいと考えています。

(2) 自治会

自治会は集落ごとに構成された、歴史的・地縁的にまとまりのある組織で、住民自治の最小単位といえます。自治会の役割としては、次のようなことがあげられます。

○住民同士の親睦と絆づくり

自治会は、地域における様々な課題解決を図り、住みよい地域をつくるために自主的に組織された団体ですが、そのためには、いろいろな行事やイベント等への参加を通じて、住民同士のふれあい、話し合い、親睦を深めるとともに、いざというときに住民同士で助け合えるような絆を育みます。

○地域課題の解決

地域には、ごみなどの環境問題、交通安全、高齢者のいきがい対策、道路や公園などの環境整備、地域防災、防犯などいろいろな課題があります。このような課題は、近くに住む住民同士で力を合わせなければ解決できないものであり、地域で考え、話し合って、解決に向けて活動します。

○地域意見の市政反映

自治会の代表である自治会長や役員は、住民からのいろいろな意見を取りまとめ市に要望や提案をしたり、審議会や委員会の委員となって、住民からみた意見を述べます。

○地域づくり協議会との連携

地区連合自治会は、地域づくり協議会の設立に中心的な役割を果たしています。協議会の設立後においても、協議会と密接な連携を図り、ともに地域課題の解決や、地域資源を活用したまちづくり活動を行います。

(3) 地域づくり協議会

地域住民が、行政と共に市民サービスを提供する側に参加することによって、より地域の実態に応じた丁寧なサービスを行い、地域の様々な課題に対応していくために、長浜市では、公民館区域や小・中学校区域を単位とした地域づくり協議会の設立を進めてきました。

地域づくり協議会の役割について、長浜市市民自治基本条例では、「地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担い、様々な主体が行う活動について連携しながら、より効率的、効果的に実施できるよう調整する役割も担う」と規定しています。

また、市の地域づくりの方向性を示した「長浜市地域づくり指針」には、より具体的に、次のように記載しています。

○地域課題の解決に向けた取り組み

地域のことを最も理解しているのは、地域住民であり、地域課題に主体的に関わり、自分たちで解決しようとするのが求められます。

○身近な公共サービスの創造と提供

「自分たちの地域は自分たちで創る」という考えのもと、身近な公共サービスを生み出すとともに、その担い手となることが求められます。

○地域住民の声を集約して行政に反映

地域住民が行政に関心を持ち、地域内の合意形成を図りながら、市の政策に参画することが求められます。

○地域の特性や資源を活かした個性あふれる地域づくり

地域の特性や資源の価値を再認識し、地域住民が地域づくりに積極的に参画することが求められます。また、地域に伝わる文化・芸能の継承によって、地域に対する誇りと愛着を育み、地域の連帯意識の醸成へつなげていくことも求められます。

(4) 市民活動団体

NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体は、自らの社会的使命の実現のために活動するほか、地域コミュニティや行政と連携・協力して、地域課題の解決に向けた取組を行います。

○市民サービスの担い手

団体の専門性、先駆性、柔軟性やノウハウを活かし、行政では取組が難しい多様化した市民ニーズに対応した、幅広い市民サービスを担います。

○専門的知識や情報等の提供

団体の専門的知識やノウハウ、情報等を、行政や他の団体に提供します。これらが、まちづくりのさまざまな機会に有効に活用されることが期待されます。

○市民への活動機会の提供

社会的貢献や自己実現のためまちづくりに参画したいと考えている市民に、活動の場や機会を提供します。

○地域活性化への貢献

コミュニティビジネスなどの事業を行うことにより、新たなマーケットや市民の就業機会を創出し、地域経済を活性化させます。

(5) 事業者

長浜市市民自治基本条例では、「市民」の定義に、市内に事務所、事業所を置く事業者を含めています。企業等の事業者がまちづくりに果たすもっとも大きな役割としては、市税の納付によって、市が行う様々な市民サービスを財源面で支えることと、地元からの従業員の採用による雇用面での貢献があげられますが、協働のパートナーとしての役割としては、次のようなことがあげられます。

○地域活性化への貢献

事業の内容にもよりますが、地域資源を活用した商品開発や販売、長浜市のブランドの発信、地産地消の推進などにより、地域経済を活性化します。また、コミュニティビジネスなどの事業を行うことにより、新たなマーケットや市民の就業機会を創出し、地域経済を活性化させます。

○まちづくり活動への参加、支援

地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加します。また、市民活動に対して、助成や寄付、物品の提供などの支援を行います。

○企業の社会的責任（※C S R）

近年、企業の社会的責任（C S R）という考え方が着目されています。CSRとは、企業が、市民、地域、及び、社会に与える様々な影響を考慮しながら経営を行うことで、「地球環境への配慮」「ボランティア活動支援などの社会貢献」「地域社会参加などの地域貢献」などもその一部とされます。

※C S Rとは、「Corporate Social Responsibility」の略で、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることです。

（６）大学・教育機関

大学は専門的な研究や教育を行うところですが、近年、地域に目を向けた活動が活発化してきており、長浜市においても、大学と地域との特色ある連携事業や、共通の地域課題等の解決に取り組むプロジェクトが進行しています。

○地域の活性化や課題解決に向けた研究、取組

企業や行政、N P O等と連携して、その専門的知識や人材を活かし、地域の活性化や課題解決に向けた研究や取組を行います。

○専門的な人材の育成

行政やN P O等との共同研究、公開講座等を通じて、まちづくりに関する専門的知識を有した人材やまちづくり活動のリーダーとなる人材を育成します。

○学生によるまちづくり活動

研究の一環として、あるいはサークル活動や環びわ湖大学・地域コンソーシアムの活動としてまちづくり活動を行います。また、コミュニティ組織やN P O等が行うイベントなどにも積極的に参加します。

○学習の場の提供

地域に開かれた大学として、市民のニーズに応じた市民講座や講演会などを開催したり、市内の小中学生、高校生を対象とした課外授業等を行います。

（７）市

長浜市市民自治基本条例では、市や市職員の役割、責務について、次のように規定しています。

○市は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとする。

○市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

○市は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

○市は、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく公開するものとする。

○市は、まちづくりの過程において、計画、実施及び評価の各段階に市民の参画が図られるよう努めるものとする。

○市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、N P O、コミュニティ、大学等との協働を推進するよう努めるものとする。

○市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うも

のとする。

○市は、地域づくり協議会の活動に対して必要な支援を行うものとする。

○市の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、地域の課題把握に努め、市民と連携しまちづくりに自ら積極的に取り組むものとする。

このような役割や責務に基づき、具体的に何を行うかについては、第4章「協働施策の展開」で検討します。

第3節 協働の原則

協働を推進していくには、市と市民がお互いに守らなければならない共通の原則があります。これらの原則を踏まえ、協働の準備段階から十分な協議と合意形成を図る必要がありますが、大切なことは、「協働」とは、それ自体が目的ではなく、相乗効果を得ながら、社会的課題を解決するという共通の目的を達成するための方法であることを認識することです。

(1) 目的・目標の共有

市には市の、そして市民には市民の考え方や目的がありますが、協働で事業を行っていくのであれば、お互いがもつ情報を共有し、何のためにその事業を行い、どのような成果をあげるのか、協働のスタート時点で目的や目標についても共有しておく必要があります。「認識のずれ」をあいまいにしたまま事業に着手すれば、協働はうまく機能せず、途中で破綻したり、期待していた成果が得られないということにもなりかねません。また、なぜ協働するのか、お互いがどういう役割を担うのかについても、共通理解をしておくことが大切です。

(2) 対等な関係の尊重

通常の業務委託や補助事業では、上下の関係が生じやすく、協働で取り組むといった関係が築きにくい状況になります。協働で取り組む場合は、お互いに自由に意見が言えるなど、お互いが相手をまちづくりの主体と認識し、対等な関係を保つよう心掛けることが大切です。

(3) 自主性・自立性の尊重

市と市民は、連携をとりながらも、お互いの行動が自己責任のもとにあることを認識し、それぞれの特性を活かした取組を行います。市民は、市からの資金援助を受けることがあっても、市に依存することがないように、活動の自立をめざし、市はその姿勢を尊重していくことが大切です。

(4) 相互理解の推進

市が公平性や平等性をその行動原理にしますが、市民は異なります。こうした異なる特性を持つ市と市民が、共通の目的のために協働するには、お互いの立場や特性を理解し合い、尊重しながら取り組んでいくことが大切です。

(5) 情報の公開・共有

協働で行う事業であっても、市が単独で実施するときと同じように、協働相手の選定から、事業実施の過程、実施結果までを積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たす必要があります。そうすることで、市や市民に対する住民の理解も深まり、次の協働事業につながります。また、市民も、自らの活動や財政情報を公開することが大切です。

第3章 協働の現状と課題

ここでは、本市における協働の取組における現状と課題について、担い手ごとに整理して示します。

第1節 これまでの取組

長浜市の市民自治や市民協働に関するこれまでの歩みと、市民協働推進計画の策定経過を整理すると、次のようになります。

【これまでの歩み】

平成18年2月	長浜市と浅井町、びわ町が合併し新たな長浜市が誕生
平成18年4月	長浜市市民活動団体支援事業補助金創設 市民が主役のまちづくり支援事業補助金創設
平成18年11月	長浜市地域づくり指針策定
平成19年3月	田根地区地域づくり協議会設立 以後現在までに21の協議会が設立
平成19年6月	長浜市地域づくり交付金創設 長浜市基本構想策定 将来像「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」
平成19年9月	協働でつくる長浜まちづくり基金創設 運用益を交付金等に活用
平成21年3月	合併基本計画策定 将来像「琵琶湖の真珠 ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市」
平成21年6月	市民自治のつどい開催 今川晃同志社大学教授講演他
平成22年1月	長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町が合併
平成22年8月	市民自治セミナー開催 今川晃同志社大学教授、森川稔滋賀県立大学准教授講演
平成23年3月	市民自治基本条例制定 長浜市行政改革大綱策定
平成23年4月	市民自治基本条例施行 合併した旧6町地域でそれぞれ地域まちづくりプランを策定 地域づくり協議会提案事業交付金創設
平成23年7月	長浜市地域づくり指針改訂
平成23年9月	長浜市基本構想変更 将来像「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」
平成24年1月	職員のための協働ハンドブック作成
平成24年4月	自治会ハンドブック作成 地域づくりハンドブック作成

【計画策定経過】

平成23年6月	地域づくり協議会聞き取り調査
平成23年7月	長浜まちづくり100人委員会開催 庁内ワーキングチーム設置（10回開催）
平成23年7月	自治会アンケート実施
平成23年8月	市民協働推進計画策定市民懇談会設置（4回開催）
平成24年1月	市民協働推進計画策定委員会設置（5回開催）
平成24年2月	職員アンケート実施 NPO法人アンケート実施
平成24年5月	パブリックコメント実施
平成24年6月	長浜市市民協働推進計画策定

第2節 協働の現状と取組における課題

このように、長浜市では、合併後、市民協働の推進に向けてさまざまな取組を行ってきました。しかし、条例や指針の制定・策定、基金の創設、交付金制度の充実などの制度や仕組みの整備が進む一方で、職員や市民個人の協働に対する理解や認識といった面においてはさまざまな課題があり、これらはまだ十分に解消されていません。

（1）協働によるまちづくりの現状

①市民の意識不足

コミュニティの希薄化とともに、かつては家庭や地域が担っていた市民サービスに税金が使われるようになり、行政依存意識が強くなってきました。そのため、行政が担ってきた市民サービスを協働で実施したり、新たな市民ニーズに対して協働で取り組んだりしようとしたときに、協働とは行政からの押し付けであるという意識を持つ市民が多く見られます。しかし一方では、まちづくり活動に参加したいと考えている方も増えつつあります。

②市と団体間の連携不足

市内には、公益的な活動を行う団体やボランティア団体がたくさんあり、それぞれ活発な活動が行われていますが、団体間の連携が不足しているため、活動に広がりがなく、限定的になっています。また、各種団体間や市との連携をコーディネートする組織や仕組みがないため、なかなか協働の取組が進みません。

③市職員の意識不足

協働について関心を持っている職員が少なく、自分では理解していると思っている職員も、協働の本質から正しく理解し、業務に取り入れているかといえば、まだまだ不十分であると言わざるを得ません。このため、市全体として協働に取り組んでいる状況になっておらず、いろいろなところで協働という言葉が使われていますが、実態としての協働はあまり進んでいません。

④団体活動の基盤の弱さ

国や県、市の法令や制度に基づいて事業を実施している一部の団体を除き、多くの団体が安定した財源を持たず、行政からの補助金や交付金を頼りに、不安定な運営、活動を強いられています。情報の入手不足や市民へのPR不足、事務局体制の脆弱さ、スタッフ不足など、多くの課題がその原因となっています。

⑤参加しやすい環境の未整備

市民がまちづくり活動に参加しようと思っても、「どこでどのような活動が行われているのか」、「どういった団体がその活動を行っているのか」、「どこへ相談にいけないのか」、ほとんど情報がありません。また、市民活動団体は、会員や一緒に活動する仲間を増やしたいと考えていますが、どこにそのような人がいるのかわかりません。このようなミスマッチを防ぐためにも、情報の発信や共有、広報活動の充実が求められます。

⑥推進体制の未整備

長浜市では、基本構想や各種の計画に協働によるまちづくりの理念を掲げていますが、これを市全体で推進していくための体制や、進捗状況や協働の取組による効果を検証、評価する仕組みがありませんでした。このため、各種団体等に交付金を交付したり、事業を委託する取組はたくさんありますが、市と市民が役割分担に基づき対等な立場で協力して行動するという、本来の意味での協働の取組は、まだあまり行われていない状況にあります。

⑦情報発信、情報共有不足

市はたくさんの情報を持ち、これをいろいろな方法で発信していますが、多くの情報に埋もれ、発信できる情報量にも制限があるため、協働に関して市民が必要とする情報がうまく伝わっていません。また、それぞれの団体等も個々に情報を発信していますが、それらの情報を目にする人は限定的であり、こうしたことも、協働に関する市民の関心不足や団体間の連携不足の原因のひとつになっています。

(2) 担い手別の現状と課題

これらの現状や課題を、協働の担い手別に分析すると次のようになります。

①市民（個人として）

【現状】

長浜市基本構想の変更にあたって行った市民アンケートや、地域まちづくりプラン策定のためのアンケートによれば、3割から4割の人が、「住民が主体となったまちづくり活動に取り組んでいる」、または「取り組んでみたい」と回答しており、また、「取り組むたいがどうすればいいかわからない」という人も4割から5割あるため、全体としては約8割の人がまちづくり活動に関心をもっていることがわかりました。

また、市職員で構成した計画策定のワーキングチームや市民懇談会の委員からは、「かつては地域自治の意識が強かったが、市民どうしのつながりが希薄になり行政に頼めば何とかできるという意識に変わってきた」、「市民が現状に満足し協働の必要性を感じていない、協働は市からの押し付けであり負担と感じている」、「地域を引っ張っていくリーダーがいない」、「地域やまちづくりに興味をもった若者が少ない」等の意見がありました。

【課題】

まちづくり活動に関心があっても実際に活動をしていない人に対して、的確に情報を伝えるとともに、活動に参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境、仕組

みを構築する必要があります。また、協働は決して市からの押し付けではなく、住みよいまちをつくっていくための方法であることをていねいに説明し、自分たちの地域は自分たちで守っていこうという意識を持ってもらうことが必要です。

②自治会

【現状】

平成23年7月に、自治会に対するアンケート調査を行い、83%、354の自治会から回答をいただきました。そのなかから特徴的な状況をまとめると、次のようになります。

○自治会の加入世帯数は、5世帯から829世帯まで165倍の開きがあり、同じ自治会といっても活動内容は全く異なり、世帯数の少ない自治会は、維持していくこと自体が困難になりつつあります。

○自治会への加入率は、全体としては90%を超えていますが、旧町地域はほとんど100%に近く、アパートやマンションが多い市街地で低くなっています。

○役員の任期は、1～2年で交代する自治会が95%以上になります。

○女性が会長、副会長、会計の3役のいずれかに就任している自治会は約12%でした。

○年間の自治会費は、5千円未満から3万円以上までの開きがあります。

○自治会活動のなかで困っていることの上位は、「役員の負担が大きい」、「役員のなり手がいない」、「行政からの依頼事項が多い」でした。

○市からの支援についての要望では、活動費の助成の増額が他を圧倒しています。このほか多くの自治会から、地域の少子高齢化による活動の低迷や、自治会の存続に対する不安について意見が寄せられました。

【課題】

ひとくちに自治会といっても、地域や集落によってその状況は大きく異なり、すべてをひとくくりにして施策を実行していくには無理があります。特に、世帯数が非常に少ない自治会は、活動はもとより、役員の選出も困難であり、自治会の仕組み自体を見直す時期が来ています。また、高齢化により活動できる会員が減少しており、これまであまり自治会活動に参加のなかった方の参加を促す取組も必要です。

市からの依頼事務についても、配布物の削減や各種委員会等への参加、提出書類の簡便化等の見直しを行い、役員の負担軽減を図る必要があります。

③地域づくり協議会

【現状】

平成23年6月から8月にかけて、設立されたすべての地域づくり協議会に対し、聞き取り調査を行いました。地域づくり協議会の状況は様々で、比較的順調に運営されているところもあれば、設立後、実質的な活動がほとんど行われていないところもあります。

○平成24年3月末で、24地域のうち21の地域で地域づくり協議会が設立され、そのうち16の協議会では活動計画も策定されています。また、設立はされたものの、実質的な活動が行われていない協議会がいくつかあります。

- 自治会をひとつの専門部会として組織に組み込んでいる協議会がある一方で、自治会や地区連合自治会との連携がうまくとれていない協議会もあります。
- 自治会や地区連合自治会と、地域づくり協議会の違いが十分認識されていないため、市からいわれて設立したものという意識があります。
- 地域の課題が明確になっておらず、地域づくり協議会の必要性が認識しにくい地域があります。
- 活動が一部の役員に集中していたり、地域づくり協議会の役員が自治会の役員を兼ねていたりするため、役員の負担が非常に大きくなっています。また、リーダーやその後継者となる人材も不足しています。
- ほとんどの協議会には専任の事務局員がいないため、組織の安定的な運営や、活発な活動がしにくい状況にあります。
- 全般的に、地域づくり協議会の存在や活動が、地域の住民に認識されていません。
- 地域づくり協議会の活動に若者の参加がほとんどなく、また、地域に居住する市の職員や職員OBの参加も少ない状況です。

【課題】

自治会や地区連合自治会との連携に課題をもつ協議会が多く、双方の必要性や違い、連携の方法等についてきちんと説明し、理解を得る必要があります。また、実質的な活動が行われていない協議会に対しては、その原因を分析し、協議会や自治会の役員、地区の公民館職員等と話し合うなかで、体制を立て直していく必要があります。

協議会の事務局は、一部の役員が兼務している場合が多く、自分の仕事等との兼ね合いもあってなかなか十分な時間が確保できない状況にあります。このため、専任の事務局員の確保や、事務局運営に対するサポート等、市からの財政的、人的支援が求められています。

地域づくり協議会の活動を住民に周知・PRし認識を高めてもらうことで、協議会の活動の幅が広がり、協力者や参加者の増加も期待されます。このため、協議会の活動内容等を住民に広く広報する仕組みが必要です。

④市民活動団体

【現状】

長浜市内を活動地域とする45のNPO法人（申請中を含む）に対してアンケート調査を行い、22法人（49％）から回答が寄せられました。

法人の活動分野としては、「保健、医療または福祉の増進」が64％と最も多く、高齢者やしょうがい者に対して、社会福祉法人と同様または類似の福祉サービスを行っている法人が半数以上を占めています。活動に必要な情報という質問では、「財団、企業等からの助成金情報」が46％、「行政からの補助金等の支援情報」が59％、また、市の施策として期待することについては、「活動に対する資金援助」が59％、「市の事業や補助金制度等に関する情報提供」が50％と、活動資金の確保や法人の安定運営について、課題を抱えている法人が多くあることがわかります。

また一方では、必要な情報として「団体の活動を必要とする人や地域の情報」が50％、期待する市の施策として「NPO法人と市の協働・連携のための話し合い

の場づくり」が41%と高い割合を示し、情報提供や市との連携も求められています。

アンケート結果で気になる点としては、長浜市と協働で事業を行うことを希望するかという質問に対して、「希望する」と回答した法人は55%、「希望しない」と答えた法人が2つ、「わからない」と答えた法人が7つあったことで、市とNPO法人との関係づくりがまだまだ不足していることがわかりました。

市内の任意団体の状況は把握できていませんが、平成13年当時の経済企画庁が全国の市民活動団体を対象に実態調査を行っており、これによれば、財政規模は年間30万円未満の団体が半数であり、収入で最も大きいものは行政等からの補助金ではなく会費となっています。また、必要な支援としては、活動に対する資金援助が70%とNPO法人以上に活動費用の捻出に苦慮していることがうかがわれます。

【課題】

市民活動団体にとって最大の課題は、やはり、安定した運営、活動のための資金確保であり、行政からの財政支援はもちろんですが、市民活動団体の自立に役立つ情報提供や、資金確保の仕組みづくりが必要になります。

また、活動を行っていくうえで課題となっていることという質問に対しては、「新しい会員の加入が少なく、活動が広がらない」「補助金や助成金などの、必要とする情報が入手できない」「活動資金が不足している」「安定した財源がなく、経営が不安定である」という回答が最も多く、27%でしたが、回答は20の項目に分散しており、市民活動団体に共通した大きな課題があるということではなく、それぞれの法人が様々な課題を抱えていることがわかりました。一律・画一的な施策では対応が難しく、多様なきめ細かな施策が求められています。

さらに、市との関係ではお互いに認識不足や誤解もあるように思われ、協働事業実施の際の十分な協議や市の各課と市民活動団体の意見交換の機会の確保が必要です。

⑤事業者

【現状】

市内の多くの企業や事業所が会員となり、市の産業経済分野で重要な役割を果たす長浜商工会議所に聞き取り調査を行いました。協働による取組を積極的にされているところもあれば、あまり関心を持たれていないところもあるようですが、多くの事業者は地道に地域との連携や協働の取組を行われています。

○アダプト制度を利用している事業者はあまりありませんが、一定規模の企業では、これと同様の取組が行われています。

○多くの事業者は、道路の清掃活動や除雪などについて、地域貢献といったことから、自主的に行っています。

○あえて協働と言わなくても、まちづくりに深くかかわっている事業者がたくさんあります。

○商工会議所や商工会では、市の各種審議会や委員会からの委員就任依頼を受け、役員等が委員となり、意見交換や政策提案をされています。

○本市は他市に比べ、事業展開やまちづくりのために、自ら何かをしかけていく、作ってこうという意識を持った事業者が活躍しています。

○ロータリークラブ、ライオンズクラブ、ソロプチミスト、ワイズメンズクラブなどの活動も盛んに行われています。

○外部から進出された大手事業者のなかには、なかなか地域の取組や活動に協力していただけないところもあります。

【課題】

以前から事業者との協働による取組は展開されていますが、事業者の中にも協働に対する意識に差があり、協働を推進していくためには、誰に対してどういったことを発信するのが大切になってきます。また、事業者の中でも個人で取組を始めた場合、それをどのようにして事業者全体に広げていくかも課題となります。

一方、地元の事業者にはまちづくりについて一定の理解と協力いただいています。が、外部から進出される大手事業者の中には地域の一員という認識が薄く、あまり協力していただけないところもあり、そういった事業者も含めて、ともに協働での地域づくりができる仕組みづくりが必要となります。

⑥大学・教育機関

【現状】

長浜市には、長浜バイオ大学と滋賀文教短期大学の2つの大学がありますが、長浜市は、この2大学を含めた県内に立地する13の大学と、滋賀県及び5つの自治体で構成する環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟しており、大学地域連携事業を行っています。また、滋賀大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学とは、個別に連携・協定協定を、京都大学とは事業協定を締結し、さまざまな研究事業を行っています。さらに、同志社大学や立命館大学にも事業委託をしています。

このような大学と市の協定に基づいた活動以外にも、田根地区地域づくり協議会が、慶応義塾大学やマサチューセッツ工科大学と連携して地域課題の解決に取り組んだり、大学のボランティアサークルが高齢者の多い集落の除雪支援を行ったりする活動が行われています。

【課題】

現在は、市と大学との協働事業がほとんどであり、そこに市民が加わった事業があまり行われていないため、現在の事業の範囲をもう少し広げていく必要があります。また、市内に居住する大学生や、長浜市出身で県外の大学に学ぶ学生に対して、ホームページ等を通じた情報の発信が必要です。

⑦市

【現状】

市職員の協働に対する認識や、協働事業の実施状況を把握するため、職員アンケートを実施したところ回答率は約33%でした。アンケートの内容や時期等を考慮しても、その率を見ると協働に対する職員の認識不足が伺えます。

回答結果では、協働への理解について「よく理解している」「何となく理解している」という回答が79%あり、協働の必要性についても「必要だと思う」「どちらかといえば必要」という回答が87%ありました。

しかし、市民との協働で事業を実施したことがあるかという質問について「ある」と回答した職員は44%しかなく、思っているにもかかわらず実際に事業に結びついていない

という状況があります。

アンケートでは、多くの職員が、自分では協働について関心があり、実際に協働事業を実施していると考えていますが、「役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動する」という本来の意味での協働は、それほど行われていないと考えられます。

【課題】

もっとも大きな課題は、協働に対する関心の低さ、認識不足を改善することであり、本当の意味での協働について理解を深めてしていく必要があります。

アンケートでは、協働を意識して仕事を進めているかという質問に対して、「あまり意識していない」「ほとんど意識していない」という回答が35%あり、回答率を考慮すれば、多くの職員が、協働を意識せずに仕事に取り組んでいると考えられます。さらに、「協働に適した事業がない」という回答が61%にのぼっていることから、職員研修等ですべての事業を本来の協働による視点で見つめ直していく必要があります。

また、市全体で協働が進んでいない理由として、「庁内全体での取組意欲がみられない」が55%、「具体的な方法や手順がわからない」という回答が42%あり、協働の推進に向けた庁内体制の整備や、具体的事例に基づいた指導や啓発が必要です。

第4章 協働施策の展開

ここでは、本市における協働に取り組む方向性と基本目標、さらには推進体制と具体的な施策を示します。

第1節 施策展開の視点

第3章の協働によるまちづくりの現状と課題を踏まえ、市民協働を推進していくための具体的取組を考えていくうえで求められる考え方の視点を、施策展開の視点として5つに整理しました。

(1) 協働に関する市民理解の深化と市民活動への参加の促進

基本構想変更時のアンケートによれば、約8割の人が、まちづくり活動に関心をもっておられます。しかし、実際に活動を行っている人はごくわずかであり、活動に参加するきっかけづくりや活動の場の提供が求められています。また、協働という考え方は、まだまだ市民に浸透しておらず、あらゆる機会をとらまえて、周知、啓発を行っていく必要があります。

(2) 市民との協働推進のための環境整備

自治会や地域づくり協議会、そして市民活動団体も、それぞれが異なったいくつかの課題を抱えており、その活動は必ずしも順調ではありません。最も大きな課題は団体の運営や活動に要する資金の確保であり、自立した活動ができるように、資金調達の仕組みを構築する必要があります。また、資金面以外でも、リーダーとなる人材の育成なども大きな課題であり、市として何を行っていくべきか、市民とともに考えていく必要があります。

(3) 様々な団体等との連携の推進及び強化

同じような理念や目的をもって活動していても、他の団体のことはほとんどわからず、出会う機会も少ないため、連携、協力した活動ができない実態があります。大学や企業は特にその傾向があり、市と市民活動団体に加え、大学、企業、コミュニティ組織が協働した活動が求められています。また、目的を同じくする協働事業については、滋賀県や隣接の米原市、高島市と連携した取組を行い、情報の共有化を図る必要があります。

(4) 市職員の意識改革と推進体制の整備および市民の市政参画

協働によるまちづくりが長浜市の施策の基本理念のひとつであるにもかかわらず、職員の協働に対する認識は低い状態にあると言わざるを得ません。協働という考え方を押し付けるのではなく、職員が正しく理解、認識するために、体制整備や仕組みづくりなど、必要な取組を実行します。

(5) 協働に関する情報の収集、発信と共有

協働によるまちづくりの推進には、市政に関する情報や市民の活動に関する情報など、様々な情報の発信と共有が必要です。長浜市では、他市のような中間支援組織がなく、こうした情報が十分発信されてきませんでした。このため、ホームページの充実をはじめ、あらゆる媒体を通じた情報の発信が求められています。

第2節 基本目標

この計画全体を通じた施策の成果を評価する指標として、次の2つを選定し、それぞれ数値目標を設定して、進行管理を行います。

(1) 協働事業のうち、市、協働のパートナーともに評価の高かった事業数

市と市民との協働事業（委託事業）について、事業終了後に双方が評価を行い、ともに評価が高かった事業の数を指標とします。

目標 50事業

(2) 市職員のまちづくりにかかる団体への役員参画数

地域づくり協議会等のまちづくりにかかる団体への、役員としての市職員の参加状況を調査し指標とします。

目標 50人（平成28年度）

第3節 体制の整備

長浜市の市政運営の基本理念である協働によるまちづくりを、市全体での取組とするため、庁内の推進体制を整備するとともに、視点に基づいた具体的な取組を着実に実行していくため、事業の進行管理や評価、改善を行う仕組みを構築します。

(1) 市民協働推進本部の設置

市長をトップとし、部長級職員をメンバーとした「市民協働推進本部」を設置し、複数の部局が関係する課題に横断的に取り組むなど、各部局の連携を図りながら、市をあげて協働によるまちづくりに取り組みます。

(2) 市民協働推進員の配置

各部局において、市民との協働が着実に進展するよう、部局主管課に市民協働推進員を配置し、職員の意識の向上を図るとともに、取組の進行管理や評価等を行います。

（３）全職員を対象にした研修会の開催

職員アンケートの結果を見ると、協働に関する職員の関心や認識はまだまだ不十分であり、協働について正しく理解し、自分の業務に生かしていけるように、全職員を対象とした研修会を開催します。

第４節 施策・事務事業の検証

協働で取り組む可能性のある施策や事業はたくさんありますが、実際に協働事業として実施されているものはごくわずかしかありません。このため、次のような検証を行い協働による事業の推進を図ります。

（１）すべての事務事業の見直し

市が取り組んでいるすべての施策や事業を協働で取り組めないか見直します。

（２）協働事業の見直し

現在の取組がより良い協働事業になるよう、現在、市民と何らかの関係のもとに実施している事業についても、それが本来の意味での協働といえるものになっているか、改めて検証します。

第５節 協働事業の評価と改善

（１）市民協働推進会議の設置

この計画や、協働によるまちづくりを進めるための市の取組について、評価、検討を行い、必要に応じて見直しを行うため、学識経験者や各種の市民活動団体、公募市民などによる「市民協働推進会議」を設置します。

（２）計画の進行管理

第６節に記載している具体的取組について、毎年進捗状況を把握し、その結果を公表します。

（３）施策、事業の評価と改善

協働で実施している事業について、事業終了後に市及び市民活動団体双方による評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に向けた協議を行います。

第6節 視点別の具体的な取組項目

(1) 協働に関する市民理解の深化と市民活動への参加の促進

整理番号	(1)－1		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	まちづくり活動への参加のきっかけづくり				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市				
内 容	まちづくり活動に関心があっても参加の方法がわからないという方がたくさんおられます。このような人の参加のきっかけとなるようなイベントを開催したり、地域づくり協議会や市民活動団体の活動内容等について情報を発信します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施(年1回)	実施(年1回)	実施(年1回)	実施(年1回)	実施(年1回)

整理番号	(1) - 2				
取組項目	市民協働の啓発、P R 冊子等の作成				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	市民協働についての理解を深めていただくために、その必要性や仕組み等をわかりやすく説明した冊子等を作成し、出前講座などで活用します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	作成・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(1) - 3				
取組項目	協働に関する出前講座の開催				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	協働によるまちづくりについて理解していただくため、自治会等を対象に出前講座を開催します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(1) - 4				
取組項目	女性の地域づくりへの参画促進				
担 当 課	市民協働推進課、人権施策推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	自治会や地域づくり協議会への女性の参画が少ないため、説明会等の機会を通じて参画を促します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(1) - 5		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	児童、生徒のまちづくり活動への参加				
担 当 課	教育指導課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	児童や生徒に、地域の人とふれ合い、まちづくり活動の大切さや楽しさを知ってもらうために、地域のまちづくり活動に参加する機会を提供します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(1) - 6				
取組項目	自治会への加入促進に向けた啓発				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	特にアパートやマンションの多い地域で自治会への加入率が低下しているため、広報等を通じた啓発や、自治会での加入促進の取り組みを支援します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(1)－7				
取組項目	世帯減少、高齢化等の課題を踏まえた自治会のあり方見直し				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	多くの自治会で、高齢化や世帯減少のため役員の選出や自治会としての活動が困難になってきています。このため、今後の自治会のあり方について、将来を見据えた検討を行い、市としての方針をまとめます。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	検討・策定			

整理番号	(1) - 8				
取組項目	自治会への依頼事項、文書配布の見直しによる役員の負担軽減				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	市からの依頼事務の多さが役員のなり手不足や負担が大きいことの要因になっており、配布文書の削減も含め、役員の負担解消に向けた見直しを行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	検討・見直し			

整理番号	(1)－9		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	自治会活動ハンドブックの作成				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	新しく役員になった人が不安なく自治会運営を行うことができるよう、基本的な運営方法や、活動内容等について説明したハンドブックを作成します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	作成	見直し	見直し	見直し	見直し

整理番号	(1)－10				
取組項目	地域づくり協議会運営ハンドブックの作成				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	現在のハンドブックは、協議会の設立に向けた取組を中心に記載したものであるため、新たに協議会の運営や活動について参考となるようなハンドブックを作成します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	作成・配布	見直し	見直し	見直し	見直し

整理番号	(1) - 1 1				
取組項目	地域の課題解決、地域資源活用に関する市民講座の開催				
担 当 課	生涯学習・文化スポーツ課				
対 象	■市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	市民交流センターや公民館等で行う生涯学習講座に、地域課題の解決や地域資源を活かしたまちづくりをテーマにした講座を加え、市民のまちづくり活動の活性化を図ります。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 市民との協働推進のための環境整備

整理番号	(2) - 1		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	自治会に対する交付金、補助金の一括交付金化の検討				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	自治会に対する財政的な支援について、自治会ごとに必要とする補助金等 が異なるため、先進的事例を研究し、一括交付金化の検討を行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実態調査	事例研究	検討		

整理番号	(2) - 2				
取組項目	市政事務嘱託員報酬、自治会活動交付金の見直し				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	自治会活動に対する報酬や交付金について、均等割り、世帯割りの考え方、基準となる世帯数の把握等について見直しを行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	検討	見直し		

整理番号	(2)－3				
取組項目	地域づくり協議会の設立、運営支援				
担 当 課	市民協働推進課、支所地域振興課				
対 象	□市民(個人) □自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	未設立の地域づくり協議会については設立に向けた支援を、設立済みの協議会については、計画策定や運営について相談や情報提供等の支援を行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	設立支援	運営支援	運営支援	運営支援	運営支援

整理番号	(2) - 4				
取組項目	地域づくり協議会の事務局運営を支援				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	地域づくり協議会が組織の活性化を図るため専任の事務局員を配置できるよう、新たに人件費相当分の交付金を交付します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(2)－5		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	協働でつくる長浜まちづくり基金の活用検討				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市				
内 容	協働でつくる長浜まちづくり基金は、市民と協働でつくる輝きと風格のあるまちづくりを推進するため平成19年9月に創設され、現在その運用益金を市民活動団体等への交付金として活用していますが、基金そのものの活用についても、検討と研究を行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	検討			

整理番号	(2) - 6				
取組項目	コミュニティビジネスの研究				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	☐ 市民(個人) ☐ 自治会 ☒ 地域づくり協議会 ☒ 市民活動団体 ☐ 事業者 ☐ 大学・教育機関 ☐ 市				
内 容	市民活動団体等が自立し安定した活動が行えるよう、組織運営や活動の財源となるコミュニティビジネスについて研究を行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		調査・研究	調査・研究	調査・研究	

整理番号	(2)－7				
取組項目	職員による地域づくり協議会支援体制の構築				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	地域づくり協議会の事務局機能を支援するとともに、地域との連携をより密にしていくため、地域づくり協議会ごとに数名の職員を地域支援担当職員として配置します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(2) - 8				
取組項目	地域づくり協議会リーダー会議、事務局会議の開催				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	地域づくり協議会のリーダーや事務局員を対象として、先進自治体の視察や事例研究、協議会どうしの連携や交流を目的とした会議を開催します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(2) - 9					■は各取組における協働の担い手です
取組項目	地域課題の解決、地域資源の活用、人材育成等の講座等の充実					
担 当 課	市民協働推進課					
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市					
内 容	まちづくりにリーダー的な役割を果たしている人や将来のリーダーになっていただきたい人などを対象に、地域課題の解決方法や、地域資源を活かした地域の活性化、組織の運営方法等をテーマとした講座を開催します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	実施	実施	実施	実施	実施	

整理番号	(2) - 10					
取組項目	新庁舎における市民活動スペースの確保					
担 当 課	庁舎整備室					
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市					
内 容	新庁舎に、市民がまちづくり活動等に使用できるスペースを確保します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	事業着手	実施	完了			

整理番号	(2) - 11					
取組項目	市民協働推進のための公共施設の有効活用					
担 当 課	総務課財産管理室					
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市					
内 容	市民のまちづくり活動を推進するため、公共施設の設置目的を踏まえながら、庁舎等の使用していない部屋を会議室や活動スペースとして貸し出します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	検討・実施	実施	実施	実施	実施	

整理番号	(2) - 12					
取組項目	公民館のあり方検討と地域づくり協議会の拠点確保					
担 当 課	生涯学習・文化スポーツ課、市民協働推進課					
対 象	□市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市					
内 容	社会教育活動の場である公民館に、まちづくり活動の拠点としての役割を付加するなどの検討を行うとともに、地域づくり協議会の拠点確保を兼ね、指定管理者として公民館の維持管理や運営を行えるよう支援します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	検討	実施	実施	実施	実施	

(3) 様々な団体等との連携の推進及び強化

整理番号	(3)－1		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	中間支援組織のあり方と設置に向けた検討				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市				
内 容	市内には市民活動支援を行う中間支援組織や施設がなく、協働事業が促進されにくい原因の一つとなっています。このため、先進地の中間支援組織の視察や研究を通じて、中間支援組織のあり方や設立に向けた検討を行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	事例調査	研究	検討	検討	検討

整理番号	(3)－2				
取組項目	市民協働フォーラムの開催				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市				
内 容	市民活動団体の活動内容の紹介や、交付金を受けた事業の成果発表、団体同士の交流等を内容とする市民協働フォーラムを開催します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施(年1回)	実施(年1回)	実施(年1回)	実施(年1回)	実施(年1回)

整理番号	(3) - 3				
取組項目	市民活動団体の実態調査、データベースの作成と公開				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	☐ 市民(個人) ☐ 自治会 ☐ 地域づくり協議会 ☒ 市民活動団体 ☐ 事業者 ☐ 大学・教育機関 ☐ 市				
内 容	市内で活動を行う市民活動団体について、法人化されていない団体の実態が把握できていません。このため、それぞれの団体についてアンケート調査を行い、活動内容等をまとめたデータベースを作成しホームページで公開することにより、団体間の連携を促進します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(3) - 4				
取組項目	社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携・情報共有				
担 当 課	市民協働推進課、関係課				
対 象	☐ 市民(個人) ☐ 自治会 ☐ 地域づくり協議会 ☒ 市民活動団体 ☐ 事業者 ☐ 大学・教育機関 ☒ 市				
内 容	福祉的な地域課題について、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携して取り組むとともに、情報の共有化を図ります。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	協議・検討	実施	実施	実施	実施

整理番号	(3) - 5					■は各取組における協働の担い手です
取組項目	大学と地域の連携によるまちづくりの促進					
担 当 課	市民協働推進課、企画政策課					
対 象	□市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市					
内 容	市内の大学や環びわ湖大学・地域コンソーシアムと協働し、地域課題の解決や地域の資源を活かしたまちづくり等について研究します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	調査	研究				

整理番号	(3) - 6					
取組項目	学生と地域の連携による地域活性化の取組					
担 当 課	市民協働推進課、企画政策課					
対 象	□市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市					
内 容	市内の大学には約1,300人の学生が学び、そのうちの約3割、400人程度の学生が市内に居住しています。地域のまちづくり活動の活性化を図るため、学生の創造力やバイタリティを活かした取組を行います。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	調査	研究	検討	実施	実施	

整理番号	(3) - 7					
取組項目	企業等との協働の促進					
担 当 課	市民協働推進課、商工振興課					
対 象	□市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市					
内 容	CSR活動等に取り組んでいる企業等と連携、協力し、地域の活性化や地域資源を活用した取組等を行います。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	調査・研究	実施	実施	実施	実施	

整理番号	(3) - 8					
取組項目	企業向けのボランティア情報の発信					
担 当 課	市民協働推進課					
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 ■事業者 □大学・教育機関 □市					
内 容	企業の社員がまちづくり活動やボランティア活動に参加しやすいように、企業向けの情報を発信します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	調査・研究	実施	実施	実施	実施	

(4) 市職員の意識改革と推進体制の整備および市民の市政参画

整理番号	(4) - 1		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	市民協働を評価、進捗管理する市民協働推進会議の設置				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	外部から制度の見直しや取組の進捗状況进行评估するため、学識経験者や各種団体、公募委員等で構成される、市民協働推進会議を設置します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	設置・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－2				
取組項目	市長をトップとした庁内推進体制の整備				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	市の基本理念である市民協働を市全体として推進していくため、市長をトップとし、部長級職員をメンバーとした市民協働推進本部を設置します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	設置・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(４)－３				
取組項目	各部局に市民協働推進員を配置				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	市民協働を市全体の取組とするため、各部局に市民協働推進員を配置し、定期的な協議を行うことで、部局間の連携や情報共有を図るとともに、取組事項の進捗管理や協働事業の拡大を行います。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	設置・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－4				
取組項目	市職員を対象とした協働研修会の開催				
担 当 課	市民協働推進課、人事課				
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	平成24年1月に作成した「職員のための協働ハンドブック」等を使用し、市の全職員を対象とした研修会を開催します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4) - 5					■は各取組における協働の担い手です
取組項目	行政側からの協働事業の提案					
担 当 課	市民協働推進課、全課					
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市					
内 容	地域づくり協議会やNPO等に対して、市が協働で実施したいと考えている事業を整理し情報提供します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	調査・検討	実施	実施	実施	実施	

整理番号	(4) - 6					
取組項目	職員の地域活動参加の促進、評価					
担 当 課	市民協働推進課、人事課					
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市					
内 容	市民自治基本条例には、職員の責務として、市民と連携し、まちづくりに積極的に取り組むことが規定されています。このため、職員の地域づくり協議会等への参加を促すとともに、これを人事評価の視点とします。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	検討・実施	実施	実施	実施	実施	

整理番号	(4) - 7					
取組項目	市と協働のパートナー双方による協働事業の評価と改善					
担 当 課	市民協働推進課、全課					
対 象	□市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市					
内 容	協働事業について、市と市民双方が、協働で実施したことの評価や効果の検証を行い、今後の協働事業の改善につなげます。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	研究・検討	実施	実施	実施	実施	

整理番号	(4) - 8					
取組項目	市民と市各課との関係づくり					
担 当 課	市民協働推進課、全課					
対 象	□市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市					
内 容	市からの交付金や委託料で行われる事業について、所管課との協議や調整を経て、目的・目標の共有や共通理解のもとで実施されるような仕組みを構築します。					
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	
	調査・研究	検討・実施	実施	実施	実施	

整理番号	(4) — 9	■は各取組における協働の担い手です			
取組項目	自治会等からの要望に対応する仕組みづくり				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	□市民(個人) ■自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	自治会アンケートにおいて、市に対する要望の対応に時間がかかりすぎる、対応が不親切である等の意見があり、適切な対応に向けた仕組みを構築します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	研究・検討	実施	実施	実施

整理番号	(4)－10				
取組項目	市民活動団体と行政との意見交換会の開催				
担 当 課	市民協働推進課、関係課				
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 ■市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	所管する業務に関係した市民活動団体について、多くの課では存在や活動内容等を把握できておらず、協働事業の推進や団体のニーズ把握等のため、所管課と関係する市民活動団体との意見交換会を実施します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－ 1 1				
取組項目	若い世代の地域リーダーとの意見交換会				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 ■市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	地域づくり活動への若者の参加が少ないため、市内で活発に活動する若手のリーダーに集まっていただき、市との意見交換会を開催し、若者の参加に向けた対策を検討します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－ 1 2				
取組項目	審議会等の委員のデータベース化				
担 当 課	人事課経営企画室				
対 象	□市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 ■市				
内 容	市の計画等の策定に、できるだけ多くの市民に参画していただき、重複した委員の任命や委嘱をできるだけ避けるため、委員のデータベースを作成し、庁内での周知を図ります。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－13	■は各取組における協働の担い手です			
取組項目	長浜まちづくり100人委員会の開催				
担 当 課	市民広報室				
対 象	■市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	平成22年10月に、より多くの市民の方に市政参加をいただけるよう長浜まちづくり100人委員会が設立されました。市民のみなさんから広く意見を伺うことのできる貴重な仕組みであり、各課に働きかけ、積極的な開催を行っていきます。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－14				
取組項目	座ぶとん会議の開催				
担 当 課	市民広報室				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市				
内 容	市長が市民の皆さんとの懇談を通して生の声を聴き、市民の皆さんの視点や普段の生活からの提案等を市政に反映させていくとともに、市政への理解を得ることを目的として開催しており、できるだけ多くの住民や団体のみなさんと懇談できるよう、積極的に開催していきます。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(4)－15				
取組項目	パブリックコメントに多くの意見が寄せられる工夫				
担 当 課	総務課、全課				
対 象	■市民(個人) □自治会 □地域づくり協議会 □市民活動団体 □事業者 □大学・教育機関 □市				
内 容	市の計画等の策定についてパブリックコメントを実施していますが、ほとんど意見が寄せられません。このため、イラストや図を使用するなど、見てわかりやすく、より多くの意見がいただけるような工夫をします。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	実施	実施	実施

(5) 協働に関する情報の収集、発信と共有

整理番号	(5)－1		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	協働によるまちづくりの総合情報発信				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市				
内 容	協働に関するさまざまな情報を総合的に発信する専門のホームページ（ポータルサイト）を創設し、最新の情報を発信します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(5)－2				
取組項目	多様な媒体による協働に関する情報提供の充実				
担 当 課	市民協働推進課、市民広報室				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市				
内 容	市のホームページや広報ながはま、行政放送、自治会あての文書回覧など、多様な媒体を活用して、協働に関する情報を発信します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(5)－3				
取組項目	市民協働に関する広報の充実				
担 当 課	市民協働推進課、市民広報室				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市				
内 容	市民の皆さんに市民協働について理解と関心をもっていただけるよう、いろいろな広報媒体を通じて、地域づくり協議会や市民活動団体の活動内容等についてお知らせします。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	集中実施	実施	実施	実施	実施

整理番号	(5)－4				
取組項目	協働に関する先進事例の調査、研究、事例集の作成・公開				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 ■市				
内 容	全国で行われている先進的な協働事業を調査、研究し、事例集にまとめて市民や職員に情報提供します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	実施	見直し	見直し	見直し

整理番号	(5)－5		■は各取組における協働の担い手です		
取組項目	各種助成、補助金制度の情報提供				
担 当 課	市民協働推進課				
対 象	■市民(個人) ■自治会 ■地域づくり協議会 ■市民活動団体 ■事業者 ■大学・教育機関 □市				
内 容	市民活動団体が安定して活発な活動が行えるよう、国や県、企業等が行う補助、助成制度等の情報を収集し、協働ポータルサイトから発信します。				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	実施	実施	実施

参 考 資 料

1 長浜市市民自治基本条例

平成23年3月22日条例第1号

長浜市市民自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの原則（第3条・第4条）
- 第3章 まちづくりの担い手（第5条―第9条）
- 第4章 開かれた市政（第10条―第12条）
- 第5章 公平な市政（第13条―第18条）
- 第6章 みんなでつくる市政（第19条―第23条）
- 第7章 協働のまちづくり（第24条―第26条）
- 第8章 他の機関等との関係（第27条）
- 第9章 条例の位置付け及び見直し（第28条・第29条）

附則

わたしたちのまち長浜市は、琵琶湖の東北部に位置し、注ぎこむ多くの清流と、伊吹山系をはじめとする美しい山々に囲まれた、里山・田園の広がる自然環境豊かなまちです。また、いにしえの時代から湖上・陸上交通の要衝、情報の交流点として発展し、いくつもの文化圏の接点であったことから、個性的で多彩な地域文化を育んできました。

また、町衆に代表されるような進取の気性に富んだ創造の担い手や、結いに代表されるような相互扶助の精神による自治の取組が古くから行われてきました。こうした自治の心は今もそれぞれの地域の中に息づいており、長浜らしさとして今日まで受け継がれてきています。

いま、わたしたちを取り巻く情勢は地方分権の進展や社会環境の変化に伴い、近年大きく変化してきています。さらには、わたしたちのまちは様々な歴史や文化を持つ広い地域であり、今後はそれぞれの地域特有の伝統や活動を尊重しつつ一体感のある市政運営が求められています。

そうしたことから、まちづくりの推進に当たっては、市民や市議会、市などの担い手の役割を明確にし、自分たちのことは自分たちが決め自分たちで取り組んでいくという、協働による自治の基本ルールを確立する必要があります。

このような認識のもとに、わたしたちは、この地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切にし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働による公平・平等で格差のない開かれたまちづくりをすすめるため、ここに長浜市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割と市政運営の仕組みを定めることにより、協働による自治を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、勤務、就学する者及び市内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本市のまちづくりに関係のある団体
- (2) 市 市の執行機関
- (3) まちづくり 市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと活躍でき安全で安心して暮らせる社会を実現するための公共的な活動
- (4) 協働 市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。
- (5) コミュニティ 市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団

第2章 まちづくりの原則

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民及び市が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開かれたまちづくり
- (2) すべての市民の人権が保障され、それぞれの個性又は能力が活かされる公平・平等で格差のないまちづくり
- (3) 市民の自主的・主体的な参画が保障されるとともに、市民及び市が相互の役割を尊重し、みんなで協働して取り組むまちづくり

(情報共有の原則)

第4条 市民及び市は、相互に地域活動を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進するものとする。

- 2 市は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

第3章 まちづくりの担い手

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利及びまちづくりに関して必要な地域学習を選択して学ぶ権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 3 市民は、自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、本市において受け継がれてきた自治の精神を尊重し、まちづくりにおけ

る参画及び人材の育成に努めるとともに、その活動の発展及び促進に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう市の監視機能の向上に努めるものとする。

2 市議会は、市民と意見交換を十分に行い、議会活動を活発に行えるよう努めるものとする。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明するとともに、情報公開の求めに応えるものとする。

4 市議会の議員は、市民の代表者として議事に参加し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第7条 市は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとする。

2 市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

3 市は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

(市長の役割及び責務)

第8条 市長は、市民生活の安全を守り、民主的かつ能率的で公平な市政運営を図るよう努めるものとする。

2 市長は、市民がまちづくりに参画できる機会を提供するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意見等を積極的に聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応し、協働のまちづくりを推進するため、市民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めるものとする。

(職員の役割及び責務)

第9条 市の職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務を遂行するよう努めるものとする。

2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、地域の課題把握に努め、市民と連携しまちづくりに自ら積極的に取り組むものとする。

3 市の職員は、まちづくりに必要な能力開発及び自己啓発に努めるものとする。

第4章 開かれた市政

(情報公開の原則)

第10条 市は、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく公開するものとする。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開することにより、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できるよう努めるものとする。

(会議公開の原則)

第11条 市は、附属機関等の会議を公開するものとする。ただし、法令に定めのあるもの又は別に定めるところにより公開することが適当でないと認められるときは、公開を制限することができる。

(個人情報保護)

第12条 市は、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じるものとする。

第5章 公平な市政

(市政運営の原則)

第13条 市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、常に最小の費用で最大の効果をあげるよう努めるものとする。

2 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想の理念に基づき、健全な財政の運営及び計画的な事業の実施に努めるものとする。

(市の組織及び体制)

第14条 市は、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを行うとともに、行政各分野における課題等に総合的に対応できる体制を整えることに努めるものとする。

(総合計画等に基づく市政運営)

第15条 総合的かつ計画的に市の業務を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画は、この条例の目的に沿って策定及び実施されるとともに、新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討を加えるものとする。

2 市は、次に掲げる計画を策定するときは、基本構想と整合した計画相互間の体系化に努めるものとする。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の地方公共団体と関連する計画

3 市は、前項各号の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めるものとする。

(1) 計画目標及びこれを達成するための業務の内容

(2) 前号の業務に要すると見込まれる費用及び期間

(財政運営の基本事項)

第16条 市は、基本構想及びこれを具体化するための計画を踏まえるとともに、経済状況に柔軟に対応できる財政運営を図るものとする。

2 市は、毎年度予算成立後、施策の予定及び進行状況が明らかになるように予算の執行計画を定め、十分な情報の提供に努めるものとする。

3 市は、決算に関する書類を作成するときは、これらの書類が施策の評価に役立つものとなるよう配慮するものとする。

4 市は、一般会計その他特別会計の財政状況及び経営状況の公表に当たっては、市民にわかりやすい方法で行うよう努めるものとする。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりをすすめるに当たっては、基本構想その他の計画に基づく施策を実施し、その結果について評価し改善を図るというサイクルに基づき遂行することにより、能率的かつ効率的な市政運営に努めるものとする。

(説明責任)

第18条 市は、市の業務の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、説明するよう努めるものとする。

- 2 市は、行政手続に関し別に条例で定めるところにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

第6章 みんなでつくる市政

(まちづくりへの参画)

第19条 市は、まちづくりの過程において、計画、実施及び評価の各段階に市民の参画が図られるよう努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ、大学等との協働を推進するよう努めるものとする。

(審議会等への参画)

第20条 市は、市政の重要な事項に対し、市民と協働して対処するため、審議会等の附属機関等を設けることができる。

- 2 市は、附属機関等の委員を任命しようとするときは、条例等で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるとともに、性別、年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等に配慮するものとする。

(各種計画策定への参画)

第21条 市は、まちづくりを計画的に実施し、市民の参画を推進するため、基本構想をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画等策定に関する情報を事前に公表すること。
- (2) 市民が計画等の策定に参画できるよう、多様な方法を工夫すること。
- (3) 計画等の計画案及び策定中の経過を公表し、市民の意見を聴くこと。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明すること。

(市民意見等の募集及び反映)

第22条 市は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定改廃に際し、パブリックコメント制度等を活用し、広く市民の意見を聴くものとする。

- 2 市は、前項の規定により市民の意見を聴こうとするときは、別に定めるところにより、事前に必要な事項について公表するものとする。
- 3 市は、第1項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表するものとする。

(住民投票)

第23条 市長は、市政及び市の将来にかかわる最重要項目について、広く市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 協働のまちづくり

(コミュニティ)

第24条 市民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じた多様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

- 2 市民及び市は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくながらの学習機会の確保に努めるものとする。
- 3 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会そ

の他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動するものとする。

- 4 市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(地域づくり協議会)

第25条 市民は、地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるため、地域づくり協議会を設置するものとする。

- 2 地域づくり協議会は、地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担い、様々な主体が行う活動について連携しながら、より効率的、効果的に実施できるよう調整する役割を担うものとする。
- 3 地域づくり協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市その他の組織と連携しながら地域における自治をすすめるものとする。
- 4 市は、地域づくり協議会の活動に対して必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、地域づくり協議会との協働により、事務事業の一部を当該協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施にかかる経費等について必要な措置を講じるものとする。
- 6 市は、地域づくり協議会の活動その他必要な事項について、別に指針で定める。

(多文化共生)

第26条 市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

第8章 他の機関等との関係

(国、他の地方公共団体等との関係)

第27条 市は、国、他の地方公共団体その他関係機関との間において、相互に協力して適切な関係の構築に努めるとともに、共通する地域課題の解決のため、積極的に連携するよう努めるものとする。

第9章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第28条 この条例は、本市の自治における基本となるものであり、市民、市議会及び市は、まちづくりの推進に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するよう努めるものとする。

- 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

(条例の見直し)

第29条 市は、まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。

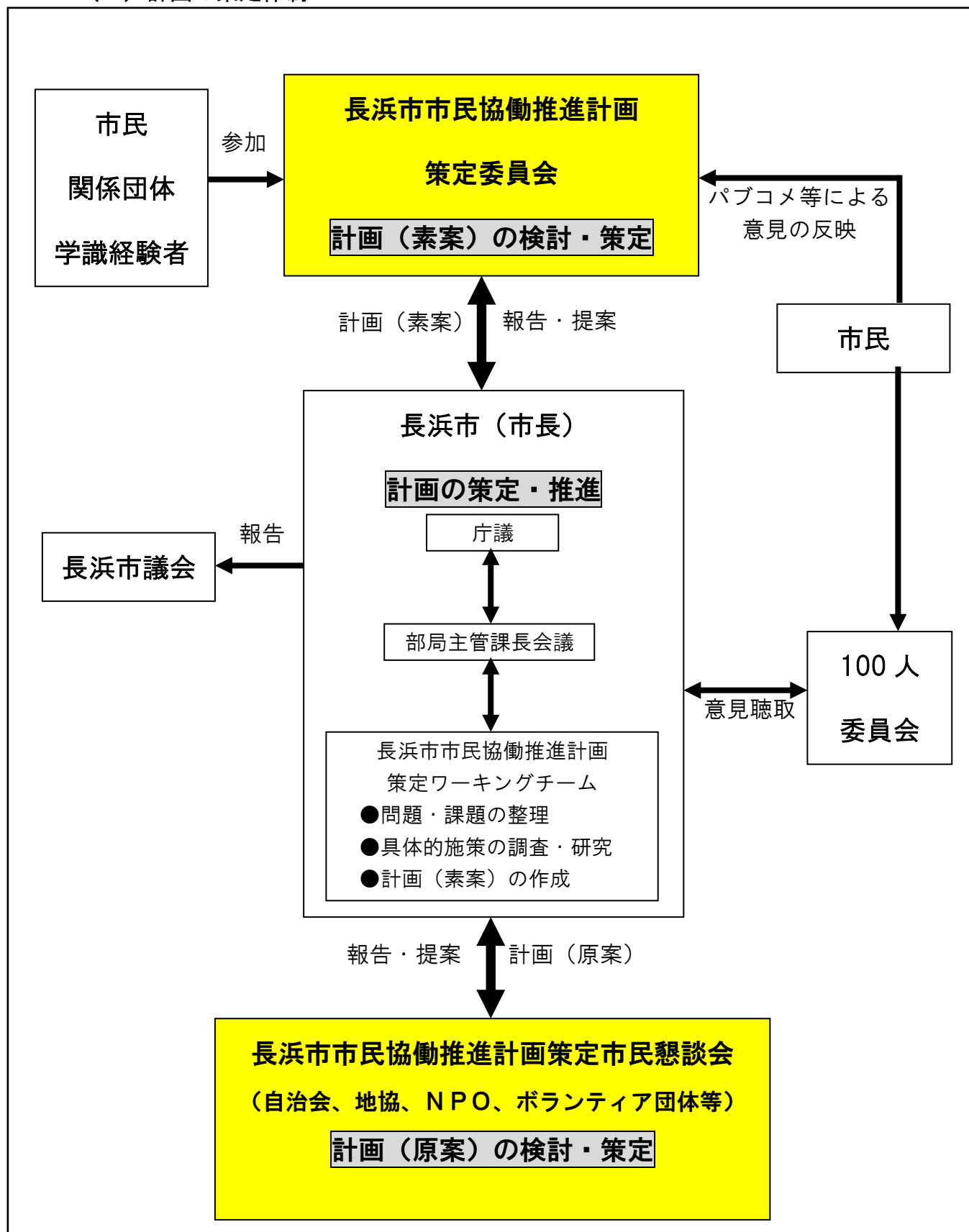
- 2 前項の場合において、市は市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 計画の策定体制と委員名簿

(1) 計画の策定体制



(2) 長浜市市民協働推進計画策定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職名	所属等
阿部 圭宏	副委員長	特定非営利活動法人ひとまち政策研究所常務理事
今川 晃	委員長	同志社大学政策学部教授
大山 考一	委員	高時地区地域づくり協議会会長
川村 美津子	委員	特定非営利活動法人「集」代表
佐野 元昭	委員	市民団体「KOKOKU」メンバー
清水 陽子	委員	佛教大学社会学部講師
丹治 より子	委員	市民ボランティア「キッズステーション」代表
辻村 琴美	委員	新江州株式会社循環型社会システム研究所 M・O・H通信編集局長
寺居 和廣	委員	平成24年度長浜市連合自治会副会長
古川 清	委員	長浜市市民協働推進計画策定市民懇談会座長

(3) 長浜市市民協働推進計画策定市民懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職名	所属等
大山 考一	委員	高時地区地域づくり協議会会長
川西 章則	委員	田根地区地域づくり協議会代表理事
川村 美津子	副座長	特定非営利活動法人「集」代表
佐野 元昭	委員	市民団体「KOKOKU」メンバー
丹部 順子	委員	傾聴ボランティア「びいず」代表
寺居 和廣	委員	平成24年度長浜市連合自治会副会長
藤川 絹子	委員	ボランティアサークル「朗読びわ」代表
古川 清	座長	平成22年度長浜市連合自治会会長

(4) 長浜市市民協働推進計画策定ワーキングチーム会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職名	所属等
飯田 一藏	委員	教育委員会教育指導課
伊吹 圭司	委員	市民生活部環境保全課
大橋 正英	サブリーダー	企画部生涯学習・文化スポーツ課
川嶋 敦子	リーダー	都市建設部道路河川課
岸下 宣弘	委員	健康福祉部子育て支援課
多賀 左千子	委員	総務部人権施策推進課
中山 伊三美	委員	産業経済部農政課

3 計画策定の経過

年月日	内容等
平成23年4月	長浜市市民自治基本条例の施行
平成23年6月	市民協働推進計画の策定に向けた庁内検討開始 地域づくり協議会への聞き取り調査（～8月）
平成23年7月	自治会アンケートの実施（～8月） 長浜まちづくり100人委員会の開催（市民からの意見聴取） 市民協働推進計画策定ワーキングチーム会議の設置 ・職員による検討開始 第1回ワーキングチーム会議
平成23年8月	市民協働推進計画策定市民懇談会の設置 ・自治会や市民活動団体の代表によるたたき台の検討開始 第1回市民懇談会 第2回ワーキングチーム会議
平成23年9月	第2回懇談会 第3回ワーキングチーム会議
平成23年10月	第3回懇談会と第4回ワーキングチーム会議（合同開催）
平成23年11月	第5回ワーキングチーム会議 第4回懇談会（まとめ） 第6回ワーキングチーム会議
平成24年1月	市民協働推進計画策定委員会の設置 ・学識経験者等に参加いただき、計画素案の検討開始 第1回計画策定委員会 第7回ワーキングチーム会議
平成24年2月	職員とNPO法人の意識調査の実施（～3月） 第2回計画策定委員会 第8回ワーキングチーム会議
平成24年3月	第3回策定委員会 第9回ワーキングチーム会議 計画素案の庁内意見照会 第4回策定委員会
平成24年4月	第10回ワーキングチーム会議 第5回策定委員会 市長への提言（計画素案） パブリックコメントの実施（4月20日～5月19日）
平成24年5月	市民協働推進計画の庁内検討（部局主管課長会議）
平成24年6月	市民協働推進計画の庁内検討（庁議） 市民協働推進計画の策定